

兵庫県中小企業従業員共済事業（ファミリーパック）
ホームページバナー広告掲載取扱要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、（公財）兵庫県勤労福祉協会 共済部（以下「ファミリーパック」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

（広告主の要件）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載の許可を受ける者（以下「広告主」という。）になることができない。また、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- （1） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく構成手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- （2） 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- （3） 前各号に掲げるものの他、ホームページに掲載する広告主として（公財）兵庫県勤労福祉協会事務局長（以下「事務局長」という。）が適当でないとする者

（広告掲載内容）

第3条 ホームページに掲載する広告や広告主が指定したリンク先のホームページは、ファミリーパック会員及びその家族（以下「会員等」という。）の生活の利便性を増進し、福利厚生の実に役立つ内容とし、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- （1） 法令、条例等に抵触するもの又はそのおそれのある広告
- （2） 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある広告
- （3） 人権侵害となるものまたはそのおそれのある広告
- （4） 政治性のある広告
- （5） 宗教性のある広告
- （6） 社会問題に関するもので適当でない広告
- （7） 取引安全の観点から適切でない広告
- （8） 中小企業の福利厚生制度の性格上、望ましくない広告
- （9） 前各号に掲げるものの他、ホームページに掲載する広告として事務局長が適当でないとするもの

(広告の種類・掲載位置・枠数・規格)

第4条 広告の種類、掲載する位置、枠数及び規格は別記のとおりとし、広告位置の決定は、申し込み順とする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として次の複数月を単位とする。

ただし、利用促進等のためのキャンペーン期間等については、その掲載期間を1ヶ月分単位することができる。

(1) 3ヶ月分

(2) 6ヶ月分

(3) 12ヶ月分

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とし、ファミリーパックは、開始日の前日午後5時から開始日当日の午前9時までに第11条の規定により提出された広告原稿を掲載する。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とし、ファミリーパックは、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の翌日午前9時までに取り除く。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日等ファミリーパックの休業日に当たるときは、その翌日とする。

5 広告掲載期間内に、ファミリーパックの都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、この閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨てる。)に相当する期間を広告掲載期間として延長する。

ただし、閉鎖日数が24時間未満の場合は、広告掲載の期間延長は行わない。

(広告掲載料金等)

第6条 広告掲載料金等は、次に定めるとおりとする。(消費税及び地方税を含む。)

| 1 枠当たりの広告掲載料金 | | | | | | 備考 |
|---------------|-------|---------|---------|---------|--------------------|---|
| 区分 | | 3ヶ月分 | 6ヶ月分 | 12ヶ月分 | 1ヶ月分 | |
| | | | | | ※キャンペーン期間のみ 受付可 | |
| トップ ページ | 最下部 | 28,500円 | 51,000円 | 78,000円 | 10,000円 | ①同時に2枠以上の申し込みは、広告掲載料金合計額の10%を差し引く。 ②掲載後の内容変更に係る変更料1枠1回6,000円とする。 |
| | 割引率 | 5% | 15% | 35% | | |
| | (月換算) | 9,500円 | 8,500円 | 6,500円 | | |

- 2 第9条により広告掲載を決定し同時に2枠以上の申し込みを行った広告主に対し、広告掲載料金合計額の10%を差し引く。
- 3 第13条1項に規定する広告の内容を変更する場合の変更料は、1枠1回あたり6,000円とする。

(広告掲載の募集・掲載の優先順位)

第7条 ファミリーパックは、広告主の募集をホームページのみならずファミリーパックガイドブック等の情報誌等を通して定期または随時に行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定及び掲載順位を決定する。

- (1) ファミリーパックに加入している事業所及びその会員
- (2) 広告掲載料の合計額
- (3) 広告掲載の期間

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、ファミリーパックが指定する期日までに「兵庫県中小企業従業員共済事業（ファミリーパック）バナー広告掲載申込（変更・延長）書兼承認書」（様式第1号）とともに広告掲載案を添えて、ファミリーパックに申し込む。

(広告掲載の決定)

- 第9条 ファミリーパックは、前条の規定により申し込みがあった場合は、第2条、第3条の規定に基づき審査を行い、広告主を決定する。
- 2 ファミリーパックは、第4条の規定で定めた枠数を超過して広告掲載の申し込みがあった場合は、第7条の定めに従い広告掲載を判断する。
 - 3 ファミリーパックは、広告掲載の可否を決定したときは、「兵庫県中小企業従業員共済事業（ファミリーパック）バナー広告掲載申込（変更・延長）書兼承認書」（様式第1号）により当該申込者に通知する。

(広告掲載料の支払い)

第10条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、原則ホームページに掲載後の30日以内にファミリーパックの指定方法で支払う。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、ファミリーパックの指定する日までに、第3条及び第4条の規定に基づき作成した広告を、電子メールもしくはCD-R等の記録媒体により、ファミリーパックに提出する。

なお、広告主から提出のあったCD-R等の記録媒体の返却はしない。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 ファミリーパックは、提出された広告原稿の内容が第3条又は第4条の規定に反する

と判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日から起算して20日前までに書面によりファミリーパックに申し出なければならない。なお、既にファミリーパックに支払いを済ませた広告掲載料金の払い戻しは行わない。

(広告の変更等)

第13条 広告主は、第5条に規定する広告の掲載期間が6ヶ月分以上の場合は、2ヶ月を経過後に2ヶ月分単位で当該広告の内容を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告内容を変更しようとする場合及び、広告掲載期間延長を希望する場合は、「兵庫県中小企業従業員共済事業（ファミリーパック）バナー広告掲載申込（変更・延長）書兼承認書」（様式第1号）によりファミリーパックに申し込む。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第11条第3項の規定に準ずる。
- 4 広告主は、広告のリンク先を変更するとき、変更しようとする日から起算して20日前までに書面により、ファミリーパックに届け出る。

(広告掲載の取り消し)

第14条 ファミリーパックは、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を中止し、または広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載された広告またはそのリンク先のホームページの内容が、第3条の規定に反するとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなかったとき。
- (3) 広告主が指定する期日までに、広告原稿を提出しなかったとき。
- (4) 12条により広告主から広告掲載の取り下げの申し出があったとき。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主は、指定するリンク先のホームページを不正侵入や改ざん、コンピュータウィルス等から保護するため、万全のセキュリティ対策を行わなければならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、ホームページのイメージを損なうことのないデザインとしなければならない。
- 5 広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(業務の委託)

第16条 事務局長は、必要があると認めたときは、広告業務を的確に遂行できると認められる者に業務を委託することができる。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、ファミリーパックの判断に従うものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、ファミリーパックが別に定める。

附 則

この要領は平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月1日から施行する。

(別記)

広告の種類・掲載位置・枠数・規格（第4条関係）種類

| | | | | |
|-----|--|----------|----------|-------------------|
| 種 類 | 静止型バナー広告(広告を掲載したページにおいて、常に静止状態で画像等が掲載されクリックすると広告主のサイトが表示される広告) | | | |
| 位 置 | トップページ | | | |
| | 最下部 | | | |
| 枠 数 | 12枠 | | | |
| | 3行×5列 | | | |
| 規 格 | 大 き さ | 提供サイズ | HP表示 | スマホ表示 (スライド形式) |
| | | 縦600ピクセル | 縦190ピクセル | 縦230ピクセル |
| | | 横176ピクセル | 横55ピクセル | 横67ピクセル |
| | データ形式 | GIF、JPEG | | |
| | データ容量 | 20kb以下 | | |
| | 画像 | 静止画像 | | |